

五

イ 方 募  
入 価 法 入 決  
札 格 定 の  
発 競 行

各申込のうち応募額を順次割り

四

発行方法

三

名稱及び記号  
発行の根拠  
法律及びその条項  
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七  
（第二十回）  
利付国庫債券（物価運動・十年）  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

（第二十回）

名称及び記号  
発行の根拠  
法律及びその条項  
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第477条  
利付国庫債券（物価連動・十年）

（第一回）

振替法の適社債、株式等の振替に関する法

○財務省告示第四十一号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十八年二月九日

十 一	九 八	七	六	
發	振額最	払	發	
行	替低行争非者特国入価込	行争非者特国入価	行争非者特国	
行	額入価・別債札格金	入価・別債札格行	入価・別債	
価	面札格第參市發競金	札格第參市發競	札格第參市	
格	位金發競II加場行爭額	發競II加場行爭額	發競II加場	
日				
額平す額の振	十	四円五	額額	込募各當
面成るの記替	万	百千	面面	み限國て
金二。整載法	円	四二	金金	の度債る。
額十八數又の		十百	額額	應額市。
百八倍は規		八十八	でで	募の場
円年の記定		億八	四四	額範特
に金録に		九億	百九	を圍別
つ額はよ		九千九	三十	割内參
きに、る		二千五	百九	に加
百十五よ最振		二百五	億圓	當お者
四日る低替		万百	十九	ていご
円も額口		円六	億圓	てと
四の面座		十		各の
十と金簿		万		申応

十五

の経  
払過  
込利  
み子

十  
四  
十  
三  
二

方額想額想發利  
法の定定行  
計元元日  
算金金の率

払募面こ三りはび定表準基るには第二数数づ価規律統月期け各  
込入金れ位算、償めさに準。額、三でをのき統定第計前及る利  
金決額を未出財還るれ基改た面こ位除いう作計す五局のび想子  
額定を四満さ務期日たづ定だ金れ未しうち成のる十が消償定支  
にの乗捨のれ大限以場くがし額を満て。生すた基三統費還元払  
加通じ五端る臣に降合消行、を四得以鮮るめ幹号計者期金期  
え知て入数数がおのに費わ消乗捨下食全の統一法物限額及  
、を得しがへ定け各は者れ費じ五端數同品国調計第へ価のはび  
次受たたあ小める利、物、者て入じを消査で二平指属、償  
のけ額もる数る想子財価改物得が小じ。除費のあ条成数す各還  
算たとのと点方定支務指定価たがある數をく者結る第十へる利期  
式者す。き以法元払大数後指額のと以三合価に売項年務の支に  
にはる。には下に金期臣がの数と。き下・指指基物に法省三払お  
よ、額、第よ額及が公基のす。

規り算定する。する期日に払込むものと規定する。する期日に払込むものと

$$\text{額面金額の総額} \times 1.003 \times \frac{0.1}{100} \times \frac{127}{365}$$

平成二十八年三月十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるとときは、  
その翌営業日に支払う（以下、規  
定期に同じ。）。

第十四号の規定により算出された  $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$  第十回期における想定元金額

十七 第二期以後の利子払期とし、各支払期において、

毎年三月十日及び九月十日を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。

第十四号の規定により算出された  $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

十八十九償還期限 平成三十七年三月十日  
償還金額 第十四号の規定により算出され

平成三十七年三月十日  
第十団号の規定により算出され  
た償還期限における想定元金額  
たただし、当該想定元金額が額面金額を下回る場合には、

二十二 払込期日 平成二十八年一月十五日  
二十一 入札参加者  
二十二 払場所  
二十三 財務大臣から通知を受けた者  
二十四 元利金支  
二十五 日本銀行

日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者  
平成二十八年一月十五日